

**今回のテーマ：4月1日は、育児休業に関する労使協定が必須！？**

Q. 4月1日付で「育児休業や介護休業に関する労使協定を結んだほうがいい」と聞きました。一体、どういうことでしょうか？

A. 令和4年4月1日付の育児介護休業法改正により、契約社員等の有期雇用労働者の方が、入社してすぐ、育児休業および介護休業が取れるようになります。問題がない事業所は、それで運用いただければ結構です。

ただ、労使協定を締結することにより、育児休業および介護休業対象労働者から「引き続き雇用された期間が1年未満の労働者」を除外することが可能としました。

なお、従来から育児休業および介護休業対象労働者から1年未満の労働者を除外する労使協定を締結していた事業所もあると思います。しかし今回、厚生労働省のQ&Aにより、4月1日付にて、新たに労使協定を締結しなさいと効力がないと明らかにされたので、今回のようなご質問をいただいたのだらうと推測します。

**「引き続き雇用された期間が1年未満の労働者」を除外するなら必要！**

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問  
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和  
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205  
湖東ビル 2階 2-2号室  
TEL 077-518-1960  
FAX 077-586-7481  
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp  
HP <http://www.office-kojitani.com/>



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

執筆者プロフィール

滋賀県内外約500社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

**労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！**